

鳴門教育大学国際学術研究員規程

平成16年 4月 1日

規程第 58 号

改正 平成19年3月23日規程第33号

平成20年3月17日規程第24号

平成22年4月27日規程第77号

平成27年3月25日規程第35号

平成30年3月 5日規程第 9号

平成31年3月13日規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の研究者（本学との勤務の契約による者を除く。以下「国際学術研究員」という。）を受け入れる場合の取扱いについて定める。

(資格)

第2条 国際学術研究員となることができる者は、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有するもの又はこれに相当する研究業績を有するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人日本学生支援機構の交流事業に基づく外国人研究者
- (2) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (3) 国際学術交流協定校との大学教員等の交流に関する基本合意書に基づく外国人研究者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当な者

(受入手続)

第3条 国際学術研究員の受入れは、各専攻及び各センター（以下「専攻等」という。）で選考の上、原則として当該受入予定日の2月以前に別記様式の国際学術研究員受入承認申請書及び渡日招へいに関する書類等を学長に提出するものとする。

(受入承認)

第4条 国際学術研究員の受入れは、国際交流委員会の意見を聴いて、学長が承認する。

- 2 学長は、前項の受入れを承認したときは、当該国際学術研究員又は派遣機関に対し、招へい状を発することができる。

(受入期間)

第5条 国際学術研究員の受入れは、協定等に定めのある場合を除き、1月以上1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、当該専攻等の長の申出に基づき、特に必要があると認めるときは、国際学術研究員の受入期間を延長することができる。

(受入教員)

第6条 専攻等の長は、国際学術研究員の受入に当たっては、受入教員を定めるものとする。

(受入条件)

第7条 学長は、国際学術研究員の受入に当たっては、次の条件を付するものとする。ただし、第2条第3号の規定に基づく外国人研究者の受入に関する条件については、別に定める。

- (1) 本学は、給与を支給しないこと。
- (2) 本学は、渡航費及び滞在費を寄附金で支出できる場合以外は、支給しないこと。
- (3) 本学内で災害その他事故にあった場合は、本学はその責を負わないこと。
- (4) 重大な過失により本学の施設・設備等を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならないこと。

(規則の遵守)

第8条 国際学術研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(施設等の使用)

第9条 国際学術研究員には、本学の教育・研究等に支障のない範囲で施設・設備等を使用させることができる。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、国際学術研究員の受入に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

国際学術研究員受入承認申請書

鳴門教育大学長 殿

令和 年 月 日

専攻等の長 印

受入教員 印

国際学術研究員として、下記のとおり受け入れたいので、申請します。

(フリガナ) 氏 名		性別	男・女
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	国籍	
本国における 現 住 所			
所属機関・職名 等			
学 歴 ・ 学 位			
研 究 分 野			
研 究 課 題			
研 究 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
受入れを希望す る理由			
渡航費の出所	渡航費 滞在費		

備考 規格は、A4とする。